診療情報の提供に関するご案内

当院では、平成１４年１０月に日本医師会において制定されました「診療情報の提供に関する指針２」に基づき診療記録等（カルテ・各種検査記録等）の開示（Ａ・Ｂ）を行っています。

開示の方法は、以下のとおりです。

１ 開示する診療記録等

平成１５年８月１日以降の診療に関する記録で、５年以内の記録

２ 開示の対象となる患者さまの範囲

当院において、現在外来又は入院診療を受けておられる患者さま

３ 開示の請求方法

Ａ お尋ねカード（簡易開示）

１階の受付窓口で、『お尋ねカード』に診療内容に関する尋ねたいことをお書きください。（請求者の資格確認をさせて頂きます。）

１週間をめどにお答えいたします。

Ｂ 診療情報提供の申出書

『診療情報提供の申出書』の太枠の中に開示を希望される診療記録や提供希望方法をご記入下さい。なお、患者さま本人以外からの請求の場合は、患者さま本人の同意書が必要です。（請求者の資格確認をさせて頂きます。）

また、コピー　１枚３３円、ＣＤ－Ｒ等１枚５５０円は有料です。

診療情報提供の可否を『診療情報提供についての回答書』で２週間をめどにご通知いたします。日程や場所は書面にてお知らせします。

４ 開示請求のできる方

① 患者さま本人（但し、成人で判断能力のある場合）

② 患者さまの法定代理人（民法に規定する親権者、未成年後見人、成年後見人など）
ただし、患者さま本人が満１５歳以上の未成年者の場合は、意志能力があると認められるので、本人の同意を必要とします。

③ 診療契約に関する代理権を付与されている任意後見人

④ 患者さま本人から代理権を与えられた親族（同居で３親等以内とする）

⑤ 現実に患者さまの世話をしている親族、或いはこれに準ずる縁故者（患者さまが成人で判断能力に疑義のある場合）

⑥ 法定相続人

※ 法廷に関係のある場合は、対象外とさせて頂きます。

５ 開示ができない場合

① 患者さま本人の心身の状況を著しく損う恐れがある場合

② 第三者の利益を害する恐れがある場合

③ 不適当とする事由がある場合

◇お問い合わせ先◇
美祢市立美東病院
電話　０８３９６－２－０５１５
（ 中央病歴管理室 担当・篠原 ）